

人権の「授業づくり」のすすめかた

vol.2

～12年間の系統的な人権教育のポイント～



本資料は、令和4年3月に学校教育における人権教育調査研究協力者会議から出された「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料(令和4年3月改訂)～」の内容を踏まえ、小・中・高の12年間の人権問題の学習を系統的に捉え、校内における人権教育を推進するためのポイントを示すものです。

人権尊重の3視点

(生徒指導の3機能)

自己存在感を持たせる支援

自分の考えを書いたり話したりして、みんなの前に示しましょう。



共感的関係を育成する支援

友達の発言のよさに気付き、互いの考えを交流し、互いのよさについて学び合いましょう。

自己選択・決定の場の設定

自分の考え方を持ち、互いの考え方の交流を通して、まとめでは自己選択・決定をしましょう。

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の視点を取り入れ、人権教育の指導方法を工夫しましょう。

協力的な学習

自分自身と学級集団の全員にとって有益となるような結果を求めて、協力しつつ共同で進める学習

参加的な学習

学習の課題の発見や学習の内容の選択等を含む領域に、児童生徒が主体的に参加することを基本要素とする学習

体験的な学習

具体的な活動・体験を通して問題を発見し、解決法を探究するなど生活上必要な習慣や技能を身に付ける学習

人権感覚を育成する基礎となる価値的・態度的側面と技能的側面は、児童生徒が自ら主体的に、他の児童生徒とともに学習活動に参加し、協力的に活動し、体験することを通じてはじめて身に付きます。

IV. 人権の授業づくり

人権教育を通じて育てたい資質・能力を明確に！

自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動

～自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度～



知識的側面

- ・自由、責任、正義、平等、尊厳、権利、義務、相互依存、連帯性等の概念への知識
- ・人権の発展、人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識
- ・憲法や関係する国内法や国際法等・自尊感情、自己開示・偏見など、人権課題の解決に必要な概念
- ・人権を支援し、擁護するために活動している国内外の機関 等

価値的・態度的側面

- ・人間の尊厳、自己や他者の価値を感じる感覚
- ・自己についての肯定的態度
- ・自他の価値を尊重しようとする意欲や態度
- ・多様性に対する開かれた心
- ・人権の観点から自己自身の行為に責任を負う意志や態度
- ・正義、自由、平等などの実現に向かって活動する意欲や態度
- ・社会の発達に主体的に関与しようとする意欲や態度 等

技能的側面

- ・互いの相違を認め、受容できるための諸技能
- ・他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性
- ・コミュニケーション技能
- ・他の人と対等で豊かな關係を築く社会的技能
- ・人間関係のゆがみ、ステレオタイプ、差別を見きわめる技能
- ・対立的問題を非暴力的に解決する技能
- ・複数の情報源から情報を収集・吟味・分析し、公平な結論に到達する技能 等

人権教育の成立基盤としての教育、学習環境

隠れたカリキュラム

人権が尊重され、安心して過ごせる場として、学校生活全体において人権が尊重されるような環境（学校や学級の雰囲気）は、「隠れたカリキュラム」として児童生徒の人権感覚の育成の面で重要です。

V. 点検・評価

○授業改善の視点を取り入れ、教職員相互の評価や、児童生徒のアンケートの分析も有効です。

○児童生徒が自らの学習を評価することは、人権教育に対する意欲・関心、達成感の状況を把握する上で有意義です。全体的な結果を学級で共有することにより、児童生徒相互の共通認識を図ることも可能です。

○学校全体の組織的な取組として、次年度の計画の見直しや指導の改善につなげましょう。

ポイント！ 点検・評価の視点

- 教職員における人権教育の目標の理解
- 学校全体としての取組の進捗
- 人権感覚の育成等に向けた指導の効果
- 学校・学年としての指導の継続性の確保
- 学校全体としての組織の体制の構築
- 家庭・地域との連携の強化
 - *家庭・地域に対する説明・情報提供、連携推進の体制整備

大分県教育庁
人権教育・部落差別解消推進課
〒870-8503
大分市府内町3丁目10番1号
TEL (097) 506-5554
FAX (097) 506-1799

I. 実態把握

○児童生徒のこと、家庭、地域社会の実態を適切に把握しましょう。

○アンケート等により集団の実態を捉え、関わりを通して個々を捉えましょう。
昨年度の人権教育の実践を見直し、指導の改善を行いましょう。

○既習事項や、他校種での学びを確認しましょう。

社会に開かれた教育課程の実現を！



II. 全体計画の作成

○「日本国憲法」や「部落差別解消推進法」をはじめ人権関係の法令等を踏まえましょう。

○学校として取り組む教育目標（めざす児童・生徒像）を確立しましょう。

○人権教育の方針を立て、取り組む課題を明確にし、「目標」を立てましょう。

○目標を達成するために、各教科等の教育活動毎に重点目標を立てましょう。

○発達段階に応じた到達目標を立てましょう。

○教職員の人権意識を高め、効果的な指導方法等を工夫改善するための研修を行いましょう。



○発達段階に応じ、全学年を見通して系統的に指導できるよう、学習内容や単元の配列、実施時期、授業時数等を明確にした年間指導計画にしましょう。

人権教育にもICT活用の視点を！

- ・インターネットを使って調べ学習をする。
- ・ICT端末を活用し、個々の意見をクラス内で共有し、他者の意見も踏まえ、自分の考えを深める。
- ・遠方にいる外部講師や関係施設とインターネットを通じて交流する。など

ポイント！

情報モラル教育とも関連させ、児童生徒がインターネットを通じた人権侵害の被害者にも加害者にもならないようにしましょう。

各教科等と関連した人権教育のねらい

各教科等の目標の達成を第一義

人権教育についての目標も達成

確かな学力 + 人権意識
生きる力

カリキュラム・マネジメントの推進

教科等横断的な視点は、人権教育においては特に重要！

各教科等（国語や社会、外国語など）や特別の教科道徳、総合的な学習（探究）の時間、特別活動、教科外活動等のそれぞれの特質を踏まえつつ、教育活動全体を通じて人権教育を進めましょう。



指導計画(部落問題学習編)

児童生徒の発達段階や学習状況により、つけたい資質・能力を「人権感覚」と「知的理 解」の側面で捉え、小・中・高の系統性を考慮し、学習の計画を立てる必要がある。また、児童生徒や地域の実態を踏まえた上で、各校に応じた学習内容を選択する。

自分の人権を守り、他者の人権を守るために「人権課題の解決に向かう実践力」の向上

人権教育の目標とは・・・

一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動にあらわれるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること。

【小学校】基礎をつくる

※他教科等との関連(例)

学校における人権教育は、各教科や特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動、教科外活動等のそれぞれの特質を踏まえつつ、教育活動全体を通じて行うこととなる。その際には、人権教育の目標と各教科等の目標やねらいとの関連を明確にした上で、人権に関する意識・態度、実践力を養う人権教育の活動と、それぞれの目標・ねらいに基づく各教科等の指導とが、有機的・相乗的に効果を上げられるようにしていくことが重要である。

※支援や留意点(低学年・中学年)

小学校低学年及び中学年では、高学年になってからの部落問題学習につながるように、『被差別の立場に置かれた人の気持ちを考える』ことができる力を付ける。特に、『仲間はずれ』や『決めつけた見方』をキーワードに『排除の差別に対する意識』を高めておく。このような力は、いじめの解決やよりよい人間関係づくりの基盤となる。



※支援や留意点(高学年)

住むところや家柄による差別があつたことを学習し、それまでの学習の上に、歴史的背景を関連させて、より具体的に部落問題についての理解を深める。



小1

小2

小3

小4

小5

小6

中1

中2

中3

高1

高2

高3

人権感覚

「決めつけた見方」

決めつけや偏見のおかしさに気づき、一方的な見方をなくしていこうとする。
例:『われたかびん』

「排除の差別に対する意識」

相手の痛みを感じるとともに、人間関係のゆがみなどを見抜くことができる。
例:『ざるにはざるを』

「事実を確かめ、公平に接する」

事実を確かめずに決めつけた見方をすることの不合理さをとらえ、誰に対しても公平に接しようとする。
例:『おれはかきをとってないぞ』

知的理 解

人権感覚とは・・・

人権が擁護され、実現されている状態を感じて、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感じて、それを許せないとするような、価値志向的な感覚である。

「うわさや迷信」

迷信に振り回されず、真実を見つめる大切さを理解する。
例:『木曾の小太郎』

「公平に接しようとする態度」

事実を確かめ、決めつけた見方をしないようとする。
例:『クレヨンはぬすんだのじゃねえ』

「うわさや迷信」

迷信に振り回されず、真実を見つめる大切さを理解する。

例:『木曾の小太郎』

「住むところによる差別」

住むところによる決めつけた見方をすることの不合理さを理解する。
例:『ふみ切り向こう』

「身分制度」

身分制度により、厳しい作法があつたことを知り、差別の不合理さを理解する。
例:『菜の花』『牛のかたきうち』

「うわさや差別の広がり」

不確かな情報に惑わされると、人を傷つけ、差別につながることを理解する。
例:『あの子(絵本)』

「技術と連帯」

被差別の立場に置かれた人々のもつ優れた技術と連帯の強さを理解する。
例:『やぶれたたいこ』

「差別へつながる不合理さ」

生活の貧しさや学校へ行くことの困難さが、いじめや差別へつながることの不合理さを理解する。
例:『クレヨンはぬすんだのじゃねえ』

「差別に立ち向かった人々」

歴史的背景を知り、差別に立ち向かった人々の願いを理解する。
例:『渋染一揆を闘った人々』

※学習の順番を示した配列ではありません。人権感覚・知的理 解のバランスに配慮し実施してください。

「教育を受ける権利」

教科書を無償にする運動について学び、子どもに教育を受けさせたいという親の願いを理解する。

「インターネット上の 人権侵害」

ネット上の人権侵害(部落差別など)について学び、偏見や誤った情報が掲載されていることの理不尽さを理解する。

「人権尊重を学ぶ」

「日本国憲法」や「世界人権宣言」「SDGs」などから、基本的人権、法の下の平等の大切さを理解する。

「解放令の意味」

「解放令(賤称廃止令)」が社会や被差別の立場に置かれた人たちに及ぼした影響を理解する。

「郷土の部落史」

「浅黄半襟架け拒否逃散一揆」「別府的ケ浜事件」などから、差別の強制に対して、立ち向かった人々の願いを理解する。

「差別に立ち向かった人々」

「水平社宣言」などから、社会背景や時代背景をつかみ、差別からの解放を求めた人々の正当性を理解する。

「身の回りの差別1」

身の回りにある迷信から差別をつくり出す構造について捉え、その矛盾を理解し、正しい判断ができる力を身に付ける。

「身の回りの差別2」

身の回りにあるさまざまな差別から、差別をつくり出す構造について捉え、その矛盾を理解し、正しい判断ができる力を身に付ける。

「部落史(明治・大正)」

「水平社宣言」など差別解消に向けた取組の歴史を知り、現在も残る問題と関連させて考え、人為的差別の構造を理解する。

「部落史(中世～江戸)」

被差別部落の歴史や社会背景・時代背景を正しく理解する。

「インターネット上の 部落差別」

ネット上の部落差別について、被差別部落の人々に対する差別意識や偏見、誤った情報が掲載されていることの理不尽さを理解する。

「結婚差別」

被差別部落出身というだけで結婚を反対されることの不合理さや、差別をする方(「される方」)も両方を不幸にすることを理解する。

「就職差別」

「統一応募用紙」の歴史や、「言わない・書かない」取組など就職選考等での人権侵害をなくす取組を理解し、問題解決のための実践力を身に付ける。